令和7年
4月から

新たに育児休業支援手当金の支給が始まります

令和７年４月１日から、**現行の育児休業手当金に上乗せする新しい給付として「育児休業支援手当金」が支給**されます。

支給要件

次の①及び②のいずれにも該当する必要があります。

① 対象期間内に育児休業等をした日数が通算して１４日以上あるとき

② 当該組合員の配偶者が当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき

なお、次のいずれかに該当する場合は、上記①のみ該当すれば支給されることになります。

ア 配偶者のない者や子と法律上の親子関係がない配偶者等である場合

イ 配偶者が雇用保険法の適用事業に雇用される労働者でないものである場合

ウ 配偶者が労働基準法の規定による産後休業や国家公務員がする産後休暇をした場合

エ 配偶者がその子の出生後５６日以内の期間において、配偶者が労使協定に基づき事業主から育児休業を拒まれた場合等

支 給 額

組合員及びその配偶者の方が対象期間内に育児休業等を取得した場合、**最大２８日間、標準報酬の日額の１３％が支給**されます。

支給イメージ

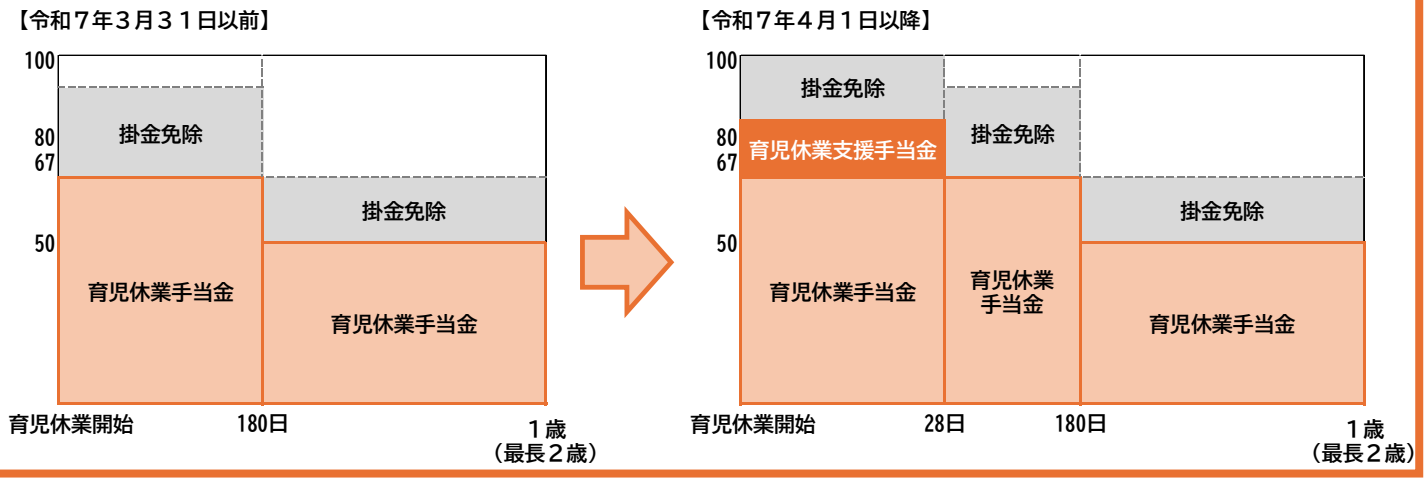

地方職員共済組合

支給の対象外となる方

次のいずれかに該当する育児休業等をした時は、育児休業支援手当金は支給されません。

ア　同一の子について、当該組合員が複数回の育児休業等を取得することについて妥当である場合として総務省令で定める場合に該当しない場合における２回目以降の育児休業等

イ　同一の子について、当該組合員が５回以上の育児休業等をした場合における５回目以後の育児休業等

ウ　同一の子について、当該組合員が育児休業等ごとに、当該育児休業等の開始日から当該育児休業等の終了日までの日数を合算して得た日数が２８日に達した日後の育児休業等

Q&A

Q１：「対象期間」とは何ですか？

A１：「対象期間」とは、次のいずれかの期間になります。

①　**組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかった場合**

出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間

②　**組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をした場合**

ア　出産予定日に出生した場合は、出生日から起算して、１１２日を経過する日の翌日

イ　出産予定日前に出生した場合は、出生日から起算して、出産予定日以後、１１２日を経過する日の翌日

ウ　出産予定日後に出生した場合は、出産予定日から起算して、出生日以後、１１２日を経過する日の翌日

Q２：令和７年３月２０日が出産予定日であり、育児休業を出産予定日から１年間取得する予定ですが、支給対象となりますか。

A２：育児休業支援手当金は、令和７年４月１日以降に育児休業を開始した方に支給されますので、令和７年４月１日前から育児休業を取得している方については、支給されません。

Q３：雇用保険の方で「出生後休業給付金」の支給を受けるのですが、共済組合の方でも育児休業支援手当金の支給を受けることができますか。

A３：雇用保険法による「出生後休業給付金」の支給を受けるときは、共済組合から育児休業支援手当金の支給を受けることができません。